

令和5年5月30日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第24号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第26号 草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第27号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第28号 草津市立教育研究所運営委員会委員の任命につき議決を求めることについて

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration or financial management. The text suggests that clear documentation helps in identifying trends, detecting anomalies, and ensuring that all actions are justified and traceable.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used for data collection and analysis. It mentions the use of surveys, interviews, and focus groups to gather qualitative data, while quantitative data is often obtained through statistical analysis of large datasets. The document also touches upon the importance of data security and privacy, especially when dealing with sensitive information.

3. The third part of the document focuses on the application of the collected data. It describes how the information is used to inform decision-making, develop policies, and evaluate the effectiveness of programs. The text highlights the need for continuous monitoring and evaluation to ensure that the implemented strategies are achieving the desired outcomes and making necessary adjustments along the way.

4. The final part of the document provides a summary of the key findings and conclusions. It reiterates the significance of a robust data management system and the importance of involving stakeholders in the process. The document concludes by encouraging a culture of data-driven decision-making and transparency within the organization.

議第24号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて令和5年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和5年度草津市一般会計補正予算(案)

一般会計（歳入）

（単位：千円）

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	説明
生涯学習課	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	0	1,702	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
スポーツ推進課	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	0	559	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
教育総務課	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	0	11,657	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和5年度草津市一般会計補正予算(案)

一般会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化施設管理費 文化ホール管理運営費	304,633	1,702	(国)1,702	電気・ガス代の増に伴う指定管理事業者運営支援金
スポーツ推進課	保健体育費	体育施設費	社会体育施設管理運営費 社会体育施設管理運営費	189,051	559	(国)559	電気代の増に伴う指定管理事業者運営支援金
教育総務課	保健体育費	保健体育総務費	学校給食センター特別会計繰出金 学校給食センター特別会計繰出金	506,990	11,657	(国)11,657	学校給食センター特別会計の歳出増に伴う繰出金の増額

議第25号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて令和5年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和5年度草津市学校給食センター特別会計補正予算(案)

学校給食センター特別会計（歳入）

（単位：千円）

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	説明
学校給食センター	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	302,655	8,197	支出額増加に伴う繰入
学校給食センター	諸収入	雑入	雑入	411,710	634	物価高騰に伴う給食費徴収額の増(教職員分)
第二学校給食センター	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	204,335	3,460	支出額増加に伴う繰入
第二学校給食センター	諸収入	雑入	雑入	216,000	290	物価高騰に伴う給食費徴収額の増(教職員分)

令和5年度草津市学校給食センター特別会計補正予算(案)

学校給食センター特別会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	管理運営費 小学校給食材料購入費	410,916	8,831	(一)8,197 (他)634	物価高騰に伴う食材費の増
第二学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	管理運営費 中学校給食材料購入費	215,517	3,750	(一)3,460 (他)290	物価高騰に伴う食材費の増

議第26号

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市立学校いじめ問題調査委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱する者	備 考
司法の分野において 専門的知識を有する者	大野 聡子	滋賀県弁護士会
心理の分野において 専門的知識を有する者	大畑 好司	滋賀県臨床心理士会
福祉の分野において 専門的知識を有する者	浦田 雅夫	滋賀県社会福祉士会
学識経験を有する者	中村 好孝	滋賀県立大学人間文化学部
その他教育委員会が 必要と認める者	白波瀬 互	草津栗東医師会

任期： 令和5年6月1日 から 令和9年5月31日まで

○草津市附属機関設置条例【抜粋】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)

草津市立学校いじめ問題調査委員会	草津市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための施策の推進およびいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査に関する事務	5人以内
------------------	--	------

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抜粋】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市立学校いじめ問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局児童生徒支援課

別表第2 (第3条第2項関係)

草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
------------------	----

[10] 1990-1991

1990-1991

1990-1991

1990-1991	1990-1991
1990-1991	1990-1991
1990-1991	1990-1991
1990-1991	1990-1991

[11] 1992-1993

1992-1993

1992-1993

1992-1993

1992-1993	1992-1993
1992-1993	1992-1993
1992-1993	1992-1993
1992-1993	1992-1993

議第27号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
 次の者を、草津市学校運営協議会規則第6条の規定に基づき、草津市学校運営協議会
 委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱する者	備考
志津 小 学 校	保護者	熊谷 一恵 PTA会長
	地域の住民	奥村 次一 志津まちづくり協議会会長
		寺尾 孝男 民生委員児童委員協議会会長
		山本 清子 民生委員児童委員(主任児童委員)
		宮城 成和 学校教育ボランティア
	対象学校の運営に資する活動を行う者	寺尾 信一 スクールガード・ボランティア
		井戸 静代 地域コーディネーター 地域協働合校推進委員
	対象学校の校長	山内 健嗣 志津小学校 校長
	対象学校の教職員	大林 知子 志津小学校 教頭
		名田 雅信 志津小学校 教頭
大原 利幸 志津小学校 地域協働合校担当者		

区分	委嘱する者	備考
草津 小 学 校	保護者	古林 健児 PTA会長
	地域の住民	中島 登 草津学区青少年育成区民会議会長
		田中 香治 保護司(草津学区担当)
		森 和美 草津まちづくりセンター長
		湯浅 敦 民生委員児童委員協議会副会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	戸高 秀人 草津小学校環境ボランティア代表
		竹谷 利子 地域コーディネーター
	学識経験者	水野 裕美 滋賀大学特任教授 (滋賀大教育実習連携担当)
	対象学校の校長	中村 真理子 草津小学校 校長
	対象学校の教職員	西邑 祥明 草津小学校 教頭

区分		委嘱する者	備考
草津第二小学校	保護者	奥野 慎太郎	P T A会長
	地域の住民	井上 ひとみ	大路まちづくりセンター長
		井内 良三	株式会社まちおこし代表取締役会長
		中垣 鮎子	教育振興会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	遠藤 覚	大路区青少年育成区民会議会長
		久志 博子	地域コーディネーター
	その他教育委員会が適当と認める者	野村 喜代子	元校長
	対象学校の校長	木戸脇 美由紀	草津第二小学校 校長
	対象学校の教職員	明山 晋也	草津第二小学校 教頭
		奥村 俊彦	草津第二小学校 教務主任
松井 しのぶ		草津第二小学校 地域連携担当教員	

区分		委嘱する者	備考
渋川小学校	保護者	辻本 智子	P T A会長
	地域の住民	若月 義信	渋川学区まちづくり協議会長
		北川 正子	渋川学区まちづくり協議会 子ども育成部会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	澤村 忍	地域コーディネーター
	学識経験者	山田 淳子	滋賀大学教育学部准教授
	その他教育委員会が適当と認める者	中川 きよ美	元小学校長
	対象学校の校長	井上 忠之	渋川小学校 校長
	対象学校の教職員	川岸 哲也	渋川小学校 教頭
		中川 広紀	渋川小学校 教務主任
		田中 文啓	渋川小学校 地域担当職員

区分		委嘱する者	備考
老上小学校	保護者	神谷 はつき	P T A会長
		田口 麻奈	P T A副会長
	地域の住民	山本 清治	老上学区まちづくり協議会会長 老上学区社会福祉協議会会長
		久米田 豊子	老上学区同和教育推進協議会会長
		日下部 純子	老上まちづくりセンター事務局長
		小林 潔	老上中学校区教育振興会会長 民生委員児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	徳田 景子	老上こども園長
		山本 忍	地域コーディネーター 民生委員児童委員(主任児童委員)
	対象学校の校長	神戸 邦仁	老上小学校 校長
	対象学校の教職員	野瀬 めぐみ	老上小学校 教頭
		山田 和美	老上小学校 教務主任
		中西 浩之	老上小学校 教務
		永田 滋男	老上小学校 教務

区分		委嘱する者	備考
老上西小学校	保護者	中津 元伸	P T A会長
	地域の住民	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会会長
		橋本 光夫	老上西学区まちづくり協議会副会長
		岸本 修一	老上西学区教育振興会会長 地域協働合校会長
		中島 美德	老上西学区わんぱくプラザ 実行委員会理事
		宇野 四郎	老上西農業合校代表
		黒飛 好美	民生委員児童委員(主任児童委員)
	対象学校の運営に資する活動を行う者	高木 あずさ	老上西小学校図書ボランティア
		武井 美代	地域コーディネーター
	対象学校の校長	京近 武史	老上西小学校 校長
	対象学校の教職員	木村 学	老上西小学校 教頭
		竹端 淳	老上西小学校 主幹教諭

区分	委嘱する者	備考	
笠縫小学校	保護者	三反田 美希	PTA会長
	地域の住民	永原 光一	笠縫学区まちづくり協議会会長
		山元 明	民生委員児童委員協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	長澤 敏一	おうみ通学路アドバイザー
		浅見 雅子	図書ボランティア代表
		小寺 厚子	地域コーディネーター
	その他教育委員会が適当と認める者	山元 孝子	元小学校長
		新庄 正幸	元小学校長
対象学校の校長	丹羽 浩之	笠縫小学校 校長	
対象学校の教職員	黒川 真紀子	笠縫小学校 教頭	

区分	委嘱する者	備考	
笠縫東小学校	保護者	西山 新也	PTA会長
	地域の住民	寺嶋 和男	民生委員児童委員協議会会長
		片山 惠泉	元老上小学校長
		卯田 美千代	笠縫東学区まちづくり協議会役員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	卯田 正明	笠縫東学区まちづくり協議会顧問
		深田 圭一	笠縫東学区社会福祉協議会会長
		村田 可奈子	地域コーディネーター
	学識経験者	今井 弘樹	滋賀大学教職大学院教授
	対象学校の校長	成田 陽子	笠縫東小学校 校長
	対象学校の教職員	山下 裕司	笠縫東小学校 教頭
		築田 尚晃	笠縫東小学校 教務主任
山口 美登里		笠縫東小学校 教務	

区分	委嘱する者	備考	
常盤小学校	保護者	上新 寛	令和4年度PTA会長
		片岡 哲	令和5年度PTA会長
	地域の住民	上寺 和親	常盤学区地域協働学校推進委員 保護司
		吉本 勝明	人と地域が輝く常盤協議会会長
		中島 由里子	民生委員児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	稲垣 保善	地域コーディネーター、保護司
	その他教育委員会が適当と認める者	馬場 久昭	民生委員児童委員(主任児童委員)
	対象学校の校長	廣瀬 智彦	常盤小学校 校長
	対象学校の教職員	中村 匡子	常盤小学校 教頭
宮嶋 加奈江		常盤小学校 教務主任	

区分	委嘱する者	備考	
高穂中学校	保護者	日下 友規	PTA会長
	地域の住民	奥村 次一	志津まちづくり協議会会長
		四方 道治	志津南学区まちづくり協議会会長
		中谷 緑郎	矢倉学区未来のまち協議会会長
		辻 圭子	民生委員児童委員
		加藤 勇	志津まちづくり福祉プロジェクト サブリーダー
	学識経験者	河口 眞佐男	元滋賀大学教授
	その他教育委員会が適当と認める者	内藤 正規	志津学区保護司、元中学校長
	対象学校の校長	作田 まさ代	高穂中学校 校長
	対象学校の教職員	藤井 泰三	高穂中学校 教頭
黒崎 紀子		高穂中学校 教務主任	
初田 克弥		高穂中学校 教務	

区分	委嘱する者	備考
草津中学校	保護者	園 摩弥 保護者代表
	対象学校の運営に資する活動を行う者	野村 喜代子 人権擁護委員 大路区まちづくり協議会役員
		中村 陽子 民生委員児童委員
		中村 孝蔵 同窓会長
		出呂町 馨 民生委員児童委員(主任児童委員)
	対象学校の校長	高田 聡 草津中学校 校長
	対象学校の教職員	高橋 正樹 草津中学校 教頭
水谷 哲郎 草津中学校 教務主任		

区分	委嘱する者	備考
老上中学校	保護者	中島 美德 PTA会長
	地域の住民	小寺 一久 老上ふれあい農業合校長
		岸本 修一 老上西学区教育振興会会長
		伊庭 健治 老上西学区まちづくり協議会会長
		山本 清治 老上学区まちづくり協議会会長
	その他教育委員会が適当と認める者	北川 健 テクノカレッジ草津 障がい者職業訓練アドバイザー、元中学校長
	対象学校の校長	竹田 敏彦 老上中学校 校長
	対象学校の教職員	平尾 昌義 老上中学校 教頭
大西 智美 老上中学校 主幹教諭		

区分	委嘱する者	備考
玉川中学校	保護者	中嶋 泰葉 PTA会長
	地域の住民	中野 宗城 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進協議会会長
		古田 昌平 南笠東学区まちづくり協議会監事
	対象学校の運営に資する活動を行う者	奥村 恭弘 パナソニック株式会社アプライアンス社人事・総務センター総務部主務
		布施 亮介 立命館大学総務部BKC地域連携課課長
	対象学校の校長	奥村 真美 玉川中学校 校長
	対象学校の教職員	安東 雅恭 玉川中学校 教頭
大西 知行 玉川中学校 教務主任		

区分		委嘱する者	備考
新堂 中 学 校	保護者	加藤 晴人	P T A会長
	地域の住民	安井 和司	堂友会会長
	その他教育委員会が適 当と認める者	市川 嘉重	あゆみこども園園長
		稲垣 保善	保護司
		中村 匡子	常盤小学校 教頭
	対象学校の校長	藤澤 紳行	新堂中学校 校長
	対象学校の教職員	布施 久幸	新堂中学校 教頭
脇 克憲		新堂中学校 教務主任	

区分		委嘱する者	備考
松 原 中 学 校	保護者	竹川 優子	P T A会長
	地域の住民	高野 義孝	元山田学区社会福祉協議会副会長
		山本 敏子	民生委員児童委員
	対象学校の運営に資す る活動を行う者	杉江 由紀子	民生委員児童委員(主任児童委員) 地域コーディネーター
	その他教育委員会が適 当と認める者	小寺 正宣	元学校長
	対象学校の校長	柴原 力	松原中学校 校長
	対象学校の教職員	辻 大吾	松原中学校 教頭
藤井 敬規		松原中学校 教務主任	
西村 彰		松原中学校 事務主査	

任期：令和5年5月30日から令和6年3月31日まで

草津市学校運営協議会規則【抄】

(委員の委嘱または任命)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行うもの
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

【附】 1954年 12月 20日 星期日

（一） 1954年 12月 20日 星期日

（二） 1954年 12月 20日 星期日

（三） 1954年 12月 20日 星期日

（四） 1954年 12月 20日 星期日

（五） 1954年 12月 20日 星期日

（六） 1954年 12月 20日 星期日

（七） 1954年 12月 20日 星期日

（八） 1954年 12月 20日 星期日

（九） 1954年 12月 20日 星期日

（十） 1954年 12月 20日 星期日

（十一） 1954年 12月 20日 星期日

（十二） 1954年 12月 20日 星期日

議第28号

草津市立教育研究所運営委員会委員の任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立教育研究所運営委員会委員の任命につき議決を求めることについて
次の者を、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第8
条の規定により、草津市立教育研究所運営委員会委員に任命することにつき、本委員会
の議決を求める。

記

区分	任命する者	備考
園長・所長会の代表	宗次 奈巳	笠縫東こども園園長

任期：令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

○草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市校長会の代表
- (3) 草津市園長・所長会の代表
- (4) 草津市教頭会の代表
- (5) 草津市立小中学校教員の代表
- (6) 草津市社会教育委員の代表
- (7) 公募による草津市立小中学校保護者
- (8) 草津市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

關於1957年10月10日

關於1957年10月10日，在中央黨校舉行的全黨整風運動座談會，是整風運動中一個極其重要的關頭。

這次座談會，是毛澤東同志親自參加的。在座談會上，毛澤東同志發表了關於整風運動的講話。

毛澤東同志在座談會上指出，整風運動是黨內的一場偉大的思想革命。

他強調，整風運動必須堅持真理，修正錯誤。

毛澤東同志說，我們黨在長期的革命鬥爭中，積累了一些錯誤，必須通過整風運動來糾正。

他要求全黨同志，要敢於承認錯誤，敢於批評和自我批評。

毛澤東同志指出，整風運動的對象是黨內那些居功自傲、驕傲自滿的官僚主義者。

他警告說，如果這些人不能認識到自己的錯誤，他們將會被整風運動所整。

毛澤東同志強調，整風運動必須堅持民主集中制的原則。

他要求全黨同志，要團結大多數，反對少數。

毛澤東同志說，整風運動的勝利，將使我們的黨更加團結，更加堅強。

這次座談會，在全黨引起了巨大的反響。全黨同志紛紛表示，要認真學習毛澤東同志的講話，積極參加整風運動。

整風運動在全黨範圍內展開了。

在整風運動中，全黨同志認真學習了毛澤東同志的講話，開展了批評和自我批評。

通過整風運動，全黨同志認識到了自己的錯誤，修正了錯誤，提高了覺悟。

整風運動使全黨同志更加團結，更加堅強，為我們黨的偉大事業奠定了堅實的基礎。

整風運動取得了巨大的勝利。

全黨同志紛紛表示，要繼續深入開展整風運動，使我們的黨更加純潔、更加堅強。

整風運動是黨內的一場偉大的思想革命，它將使我們的黨永遠保持先進性和戰鬥力。

整風運動的勝利，將使我們的黨在偉大的社會主義革命中，發揮更大的作用。

整風運動是黨內的一場偉大的思想革命。

它將使我們的黨更加團結，更加堅強，為我們黨的偉大事業奠定堅實的基礎。

整風運動取得了巨大的勝利。

全黨同志紛紛表示，要繼續深入開展整風運動，使我們的黨更加純潔、更加堅強。

整風運動是黨內的一場偉大的思想革命，它將使我們的黨永遠保持先進性和戰鬥力。